

経営状況等の確認結果について

項目	事業譲渡契約等に基づく確認事項	R5確認結果
安定供給・保安等	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法の規定に基づき、安定的にガスを供給すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保安規程及び保安業務規程に基づき、それぞれの部署の責任者にガス主任技術者を充てるなど、保安管理体制を整備し、安定的にガスを供給している。 ・令和4年度において、計画どおり延長14km余の既設管改良工事を発注するなど、供給設備の強靱化に取り組んでいる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・河川法の規定に基づき、他の利水者等に支障を生じさせないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川法の規定に基づいた利水が行われており、金沢市上水道への供給及びその他の利水者等に支障を生じさせていない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時・緊急時においても、市の上下水道事業等との連携を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月1日に、「災害時における相互協力に関する協定」、「上下水道施設又はガス供給施設の工事に伴う相互の施設の保安に関する協定」等の協定を締結した。 ・上記協定に基づき、令和4年11月に実施した企業局防災訓練や金沢市総合防災訓練に参加するなど、金沢市の上下水道事業等との連携を図っている。
料金・サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス料金は、原料費調整制度による価格変動や金沢エナジーの責めに帰することができない事由による場合を除き、少なくとも譲渡日以後10年間、譲渡日前日の料金水準を上回らないようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始と同時に、金沢市企業局のガス料金プランに比べ、平均で0.4%の引き下げを行った。 ・以降、原料費調整制度による価格変動を除き、料金水準を維持している。
	<ul style="list-style-type: none"> ・電力小売等による地産地消プランを導入すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本年6月16日から電力申込受付を、同月26日から供給を開始した。 ・公募時の提案書に基づき、子育て世帯や高齢者世帯に対する割引のほか、消防団員や町会向けの電気料金、自社水力資源100%のゼロカーボン電気の販売など、電気の地産地消プランを導入している。 ・今後、電力小売の拡大に向けた周知・広報を図るなど、多くの市民が小売全面自由化のメリットを享受できるよう努めていきたい。

項目	事業譲渡契約等に基づく確認事項	R5確認結果
料金・サービス	・ガス事業及び電力事業の一体的な経営を通じて、新たなサービスを提供するとともに、その他地方公営企業ではできなかった多様なサービスを提供すること。	・ガス衣類乾燥機の無料レンタルサービスやガス機器リースサービスの実施のほか、飲食店支援サービスやガス機器・水回りの修繕をワンストップで行うサービスを提供するなど、多様なサービスの展開を図っている。 ・野々市市へのガス供給区域拡大を表明し、新規需要の開拓に努めている。 ・今後も、民間企業ならではの多様なサービスを展開していただきたい。
地域経済の活性化	・技術力を有する金沢市内の事業者との連携を引き続き図ること。	・継続して、技術力を有する金沢市内の事業者、建設業協会等と連携を図り、地元事業者へのガス工事や業務委託の発注等を行っている。
	・事業活動を通じて、地域雇用の促進・地域産業の活性化に努めること。	・金沢市職員の退職派遣期間満了に合わせ、3年間で80名の社員を採用する計画であり、令和4年度は27名を採用し、令和5年度においても27名の採用を予定しており、金沢市出身者の雇用にも配慮するなど、地域雇用の促進に努めている。 ・地元関係事業者及びガス工事人を活用することで地域経済の活性化に努めている。 ・今後も、地域雇用の促進、地域産業の活性化に努めていただき、地域密着企業として定着することを期待する。
まちづくりに関する市との連携	・SDGs推進等に向けた包括連携協定を金沢市と締結すること。また、協定に基づき、金沢市と連携した取組を行っていること。	・令和4年5月17日に、地域社会の持続的な発展に寄与することを目的に、金沢市との連携協力に関する協定を締結した。 ・協定に基づき、上下水道事業との同調工事、地域イベント（金沢マラソン等）への協賛・協力、児童館への木製玩具の寄贈、伝統工芸の作家・グループを顕彰する制度の創設など、地域社会の発展に寄与する取り組みを進めている。
本市職員の派遣	・派遣職員の処遇は、派遣職員が引き続き市の職員であった場合と比して、不利な取扱いとならないよう必要な措置を講ずること。	・金沢エナジーの就業規則により、給与条件や服务等の処遇を確認しており、退職派遣職員からも当該条項に抵触するような申し出や苦情は寄せられていない。
権利譲渡の制限等	・事業譲渡後10年間、第三者との合併、会社分割、事業譲渡等を行わないこと。	・当該条項に該当する行為等は行っていない。

項目	事業譲渡契約等に基づく確認事項	R5確認結果
その他	<ul style="list-style-type: none"> 募集要項及び本提案に規定する事項を遵守して譲渡対象事業を運営すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 募集要項及び本提案に規定する事項を遵守して譲渡対象事業を運営している。
	<ul style="list-style-type: none"> 事業経営計画、会社法第435条に基づく計算書類、年次報告書（アニュアルレポート）、クレーム対応状況の報告を行い、ホームページ等による自主的な情報開示を行うとともに、提案した方法による情報の開示等を実施すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該条項に基づき、金沢エナジーから定期的に報告を受けている。 今後、より一層の情報開示に努めていただきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> その他経営状況等についての留意すべき事項 	<ul style="list-style-type: none"> 経営状況等に大きな問題はなく、契約等に基づき適正に運営されている。 2031年度における定量目標の実現に向けて、引き続き、安全安心の確保やサービスの向上等を図っていただくとともに、自社の取り組みについて、より一層の周知・広報に努めていただきたい。